

副 本

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸外234名

被告 日本原子力発電株式会社

準備書面（17）

水戸地方裁判所民事第2部 御中

令和2年3月13日

被告訴訟代理人

弁護士 溝呂木 商太郎



弁護士 山内 喜明



代

弁護士 谷 健太郎



弁護士 浅井 弘章



代

弁護士 井上 響太



目次

はじめに.....	1
第1 原子力機構による東海再処理施設についての対応.....	1
第2 原告らの主張に対する反論.....	4

略語表

原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日法律第166号)
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)
外部火災影響評価ガイド	原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)
東北地方太平洋沖地震	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震
福島第一原子力発電所事故	平成23年3月に東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故
本件発電所	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
原子力機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
本件原子炉設置変更	被告が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会

許可申請

に対して行った本件発電所の原子炉設置変更許可申請

はじめに

原告らは、令和元年11月7日付け原告ら準備書面（89）において、原子力機構の設置する東海再処理施設について、高放射性廃液のガラス固化作業がまったく進展しておらず（2～4頁）、また、本件発電所の安全性確保に係る検討において東海再処理施設が一切考慮されていないかのように述べ（4～10頁）、東海再処理施設において事故が発生し、それを契機として本件発電所の事故が引き起こされることにより、原告らの人格権が侵害される具体的危険性があるかのように主張する。しかしながら、原告らの主張は、東海再処理施設における安全確保に向けた対応等を具体的に考慮することなく、東海再処理施設における事故の発生を当然のものとするばかりか、そのような事故が万一発生したとして、本件発電所の安全確保に照らし、いかなる機序でもって原告らの人格権侵害の具体的危険性が生ずることになるのかを何ら明らかにするものではないなど、およそ理由がない。

原告らの上記主張については、既に平成31年1月31日付け被告準備書面（10）において反論した内容と重なるところも多いが、本準備書面では、東海再処理施設における安全確保に向けた対応を述べた上で（後記第1）、必要な反論を行う（後記第2）。

第1 原子力機構による東海再処理施設についての対応

原子力機構は、原子力に関する我が国唯一の総合的研究開発機関として、原子力に係る研究開発を通じて、人類社会の福祉と国民生活の水準向上に資することを目的とする国立研究開発法人であり、東海再処理施設の属する核燃料サイクル工学研究所において、昭和32年6月の発足以来、一貫して核燃料サイクルに関する技術開発を進めている。もとより、エネルギー資源の大部分を輸入に依存する我が国において、将来に亘りエネルギーを安定的に確保していくためには、原子力発電所の使用済燃料から回収されるプルトニウム、ウラン等を燃料として有効利用する核燃料サイクルの確立は不可欠であり、この見地に

立って、従来から、核燃料サイクル政策を推進することが我が国の基本的な考え方とされ、再処理は核燃料サイクルの中核を担ってきている（丙A第1ないし同第3号証）。

原子力機構は、東海再処理施設について、原子炉等規制法のもとで設計・建設・運転の各段階に応じて、国から所要の指定、認可等を得て、再処理業務を適切に行うなどして我が国における再処理技術の定着に資する事業を遂行し、その間、平成18年9月19日に再処理施設においても参照している耐震設計審査指針が改訂されたことに鑑み、再処理の運転を停止し、耐震バックチェック評価を行い、耐震性向上工事を進めるなどの対応を講じており、東北地方太平洋沖地震の際には、建物に損傷はないなど安全確保に影響はなかった。また、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、東海再処理施設の更なる安全性向上に係る取組みとして、地震やそれに伴う津波などによる緊急時の安全対策を強化するなど、その時々々の知見等を踏まえた対応も行ってきた。そして、日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場への技術移転がほぼ完了したことから（丙G第19号証）、このような状況等に鑑み、東海再処理施設について、その潜在的なハザードの早期低減を図りつつ適切に廃止措置を行うことができるよう、安全確保に関する検討を行うなどして、平成29年6月、原子力規制委員会に対し、原子炉等規制法50条の5第2項の規定に基づき、廃止措置計画認可申請を行った。同申請については、平成30年6月に原子力規制委員会から認可を受け、これまで、原子力機構は、廃止措置期間中の安全確保等について継続的に検討を行い、順次その結果を踏まえて廃止措置計画変更認可申請を行うなどしている。

その一環として、原子力機構は、ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新等に係る設計及び工事の方法を追加すべく、上記の認可を受けた東海再処理施設の廃止措置計画について、平成30年10月10日、原子力規制委員会に対し、廃止措置計画変更認可申請を行っており、原子力規制委員会は、同

年11月30日、廃止措置計画変更認可を行った。また、原子力機構は、同月9日、安全対策の検討に用いる基準地震動、基準津波、設計竜巻及び火山事象の策定を内容とする廃止措置計画変更認可申請を行った（丙G第25号証ないし同第28号証）。

（以上について、被告準備書面（10）283～287頁参照）

これ以降も原子力機構による東海再処理施設に係る対応は継続しており、被告準備書面（10）を提出してから現在までの主な状況について、以下のとおり補充する。

原子力機構は、上記の平成30年11月9日に行った安全対策の検討に用いる基準地震動、基準津波、設計竜巻及び火山事象の策定を内容とする廃止措置計画変更認可申請について、令和元年9月26日に一部補正を行い、原子力規制委員会より令和2年2月10日に同申請に係る認可を得た（丙G第42号証）。

ガラス固化技術開発施設に関しては、原子力機構は、平成31年1月31日に、溶融炉の間接加熱装置（予備品）製作及び交換に係る設計及び工事の方法を追加するため、廃止措置計画変更認可申請を行い、原子力規制委員会より平成31年3月29日に同申請に係る認可を受け、また、放射線管理設備の更新に係る設計及び工事の方法を追加するため、平成31年1月31日に廃止措置計画変更認可申請を行い、原子力規制委員会より令和元年9月10日に同申請に係る認可を受けるなどした。ほかに、令和元年12月19日、再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則を踏まえた安全対策の実施内容を追加するため、廃止措置計画変更認可申請を行っており、現在、原子力規制委員会において、その審査がなされている。（丙G第43号証ないし同第45号証）

このような原子力機構の行う東海再処理施設に係る対応については、原子力規制委員会の設置する監視チームの行う公開の会合において、原子力機構から

聴取を行いつつ、主に、高放射性廃液のガラス固化等に係る安全確保の状況、新規制基準適合申請に向けた検討状況、廃止措置に向けた安全確保の在り方、高経年化対策・放射性廃棄物管理等の項目に亘る安全性の確認がなされており、その結果を踏まえて、原子力規制委員会の上記各認可がなされているが、更に審査が続けられていく。これまで、監視チームは、平成28年3月14日の第1回以降、概ね1～2カ月ごとに開催され、現在までに38回の会合を重ねており、近時では、東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請や、ガラス固化再開に向けた対応状況について審議されている。（丙G第46号証、同第47号証）

もとより、原子力施設の安全確保については、原子炉等規制法のもとで各設置者の責任において行われるものであるところ、原子力機構は東海再処理施設について再処理事業者として、被告は本件発電所について発電用原子炉設置者として、それぞれの責任において、それぞれの設備の構造等に応じた安全確保対策を講じて設計及び建設を行い、その時々における知見等に照らして所要の対応を採るなどして、不断に安全確保を図っている。このことは、原子力機構が東海再処理施設において行ってきた上記の対応によっても明らかであり、監視チームによる安全性の確認を通じて、今後とも所要の対応が続けられていく。

第2 原告らの主張に対する反論

- 1 原告らは、東海再処理施設について、高放射性廃液のガラス固化作業が中断しており進展しておらず、高放射性廃液が残置されている間は非常に危険な状況が続いているなどとし、東海再処理施設における事故により、本件発電所の安全性確保が欠けることとなるかのように主張する（原告ら準備書面（89）2～4、10頁）。

しかしながら、原告らの主張は、東海再処理施設において、ガラス固化作業

が中断していることをもって高放射性廃液の漏洩等の事故が発生する具体的な危険性があるかのように述べるものであって、理由がない。

すなわち、原子力機構は、使用済み燃料の再処理に伴いプルトニウム溶液及び高放射性廃液を貯蔵しているところ、プルトニウム溶液については、既にM O X粉末化処理を平成28年7月28日に終了し（丙G第31号証）、高放射性廃液については、ガラス固化体の製造処理を開始した。そうした状況のなか、令和元年7月に、ガラス固化作業の過程で装置の停止を確認したことから作業を中断し、現在、その原因分析を行うとともに作業再開に向けた対策案を検討している（丙G第48号証）。

このように、東海再処理施設においてはガラス固化作業が中断されているが、当該作業が中断している現状において、当該作業に起因する事故の発生は考えられず、今後、監視チームによる原子力機構の対応についての安全性の確認がなされた後に、当該作業が再開されることとなる。また、ガラス固化作業が完了していない高放射性廃液をみても、冷却水循環による冷却及び水素掃気によって高放射性廃液の沸騰及び水素爆発を防止する措置を講じることで、液体状態で適切に貯蔵されており（丙G第21号証）、その安全確保に当たり、原子力機構は、認可を受けた廃止措置計画に従い廃止措置を講ずるとともに、近時では、令和元年12月19日、安全対策の実施内容を追加するため廃止措置計画変更認可申請を行うなど、新たな規制基準を踏まえた所要の対策を講じるなどしている（丙G第45号証）。

既に述べたとおり、原子力施設の安全確保については、原子炉等規制法のもとで、各設置者の責任において行われるものであり、この理は、原子力機構による東海再処理施設の安全確保についても妥当する。原告らの主張は、東海再処理施設における各般の対応にもかかわらず、同施設における事故の発生を当然の前提とするうえ、そのような事故が万一発生したとして、本件発電所の安全確保に照らし、いかなる機序でもって原告らの人格権侵害の具体的危険性が

生ずることになるのかを何ら明らかにするものではなく、理由がない。

2 そして、原告らの主張に理由がないことは、原告らの挙げる以下の各点により、何ら否定されない。

原告らは、原子力規制委員会の取りまとめた「近接の原子力施設からの影響に係る審査について」（丙G第29号証の1）における「申請施設の許認可処分がなされた後に、周辺原子力施設が許認可処分を受けるなどした場合、申請施設の設置者が自発的に周辺原子力施設からの影響を考慮し、追加の対応等に関し所要の手段を採ることを基本とするが、原子力規制委員会は、必要に応じて申請施設の設置者に対してこれらの検討を求める」との記述を挙げ、これを前提として東海再処理施設の危険性を述べるが（原告ら準備書面（89）4～8頁）、その内容は結局のところ、東海再処理施設における事故の発生を当然の前提とし（同6頁）、原告らの人格権侵害を招くような事態が生ずるとする具体的機序を何ら明らかにしていないことに変わりはない。その点を措いても、原子炉等規制法のもとで、各原子力施設において不断に安全確保を図るべく所要の対策が講じられ、その具体的内容が原子力規制委員会による許認可により定まっていくことに照らし、それぞれの設置者が、近隣の原子力施設の構造等の変更に応じて、自らの設置する原子力施設における対応を行うことが考えられる。これを東海再処理施設の今後の状況に照らして述べれば、原子力規制委員会における監視チームによる安全性の確認や廃止措置計画変更認可が順次なされるなどして、同施設の安全確保対策の具体的内容が定まれば、被告として、これを踏まえた本件発電所における対応の検討を行うこともあり得る。なお、被告が本件原子炉設置変更許可申請に当たり行った検討ないし評価のなかには、例えば外部火災影響評価ガイド（丙Bア第36号証）を踏まえて行った近隣産業施設の火災に係る検討のように、原子力機構が現在所有する施設を対象としたものもある（丙C第50号証）。

ほかに、原告らは、東海再処理施設について策定した基準津波の同施設における水位と、被告が本件発電所について策定した基準津波による防潮堤前面の水位との間に差異があることを挙げるが（原告ら準備書面（89）8，9頁），そもそも、原子力機構は、東海再処理施設の廃止措置計画認可申請及びその変更認可申請において、今後の廃止措置を講じるに当たり、津波に係る安全性を適切に確保すべく、原子力規制委員会による認可を得つつ、東海再処理施設における基準津波については、敷地に最も影響する波源津波として茨城県沖から房総沖に想定する津波波源を選定し、その津波波源モデルも本件発電所と同じものを用いるなどして、今後とも評価を行い、所要の対策を講ずることとしているなど、その検討内容に不合理な点はなく（丙G第28号証，同第30号証，同第42号証），原子力規制委員会は、令和2年2月10日に廃止措置計画の変更認可を行うに当たり、「敷地に最も影響を及ぼす津波波源が、東海第二発電所及びJRR-3のものと同一であること」、「廃止措置計画用設計津波（被告注：東海再処理施設の廃止措置計画における安全対策の検討に用いる津波を指す。）の計算方法が新規制基準の審査において実績ある方法を採用していること」、「策定した廃止措置計画用設計津波を東海第二発電所及びJRR-3のものと比較し、その差分が敷地における評価地点の位置及び海岸から評価地点までの地形による差異で説明可能なものであること」を確認している（丙G第42号証）。無論、本件発電所と東海再処理施設とは同一地点に立地するものではない以上、波源が同じであったとしても津波が沿岸に伝播する過程等は異なることから、それぞれの地点における津波の高さが異なることは当然であり、本件発電所における基準津波の防潮堤前面及び取水口前面の高さの分布をみても、津波高さは一様ではなく（丙D第94号証5-1-84頁），東海再処理施設の敷地内においても同様である（丙G第28号証141頁）。これらのことから、原告らの挙げる津波水位の差異が、原告らの主張の根拠となることはない。

3 以上のとおりであるから、東海再処理施設における事故の発生を前提として
行う原告らの主張には理由がない。

以 上